

令和五年六月

定例島根県議会  
議案(条例)

参  
考  
資  
料

# 目 次

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
知事等の給与の特例に関する条例 .....	1
特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための職員の特 殊勤務手当の特例に関する条例 .....	2
特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための県 立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関 する条例 .....	3
特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための地 方警察職員の特殊勤務手当に関する条例 .....	4
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例 .....	4
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ...	5
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 .....	6
島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	6
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 .....	7
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例 .....	7

## 令和5年6月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

### 第74号議案

#### 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

厳しい県内経済や県財政の現状に鑑み、引き続き知事等の退職手当の減額を行うものとする。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

知事及び副知事の退職手当を令和9年4月29日までの間、次の減額率により減額すること。

区 分	減 額 率
知事	100分の10
副知事	100分の5

##### 3 施行期日

公布の日から施行する。

### 第75号議案

#### 知事等の給与の特例に関する条例

##### 1 提案理由

厳しい県内経済や県財政の現状に鑑み、引き続き知事等の給与の減額を行うものとする。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

###### (1) 減額率

区 分	減 額 率
知事	100分の10
副知事	100分の8
教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者	100分の6

###### (2) 減額期間

この条例の施行の日から令和9年4月29日まで

###### (3) 令和5年12月に支給する期末手当について、所要の調整を行うこと。

##### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第76号議案

### 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

#### 1 提案理由

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業等従事手当の特例を廃止するとともに、今後、新型インフルエンザ等に該当する新型コロナウイルス感染症の変異株により生じた事態その他の新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するため、職員の特殊勤務手当の特例について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) この条例は、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関し必要な事項を定めるものであること。
- (2) 職員（地方警察職員を除く。）が、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給すること。
- (3) (2)の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の廃止

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第77号議案

### 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

#### 1 提案理由

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業等従事手当を廃止するとともに、今後、新型インフルエンザ等に該当する新型コロナウイルス感染症の変異株により生じた事態その他の新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するため、教職員の特殊勤務手当について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) この条例は、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る政府対策本部が設置されたもの（教育委員会規則で定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「教職員」という。）の特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものであること。
- (2) 教職員が、特定新型インフルエンザ等から幼児、児童又は生徒の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって教育委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給すること。
- (3) (2)の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第78号議案

### 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例

#### 1 提案理由

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業等従事手当を廃止するとともに、今後、新型インフルエンザ等に該当する新型コロナウイルス感染症の変異株により生じた事態その他の新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するため、地方警察職員の特殊勤務手当について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) この条例は、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の種類、支給される地方警察職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものであること。
- (2) 地方警察職員が、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給すること。
- (3) (2)の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第79号議案

### 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適

用される場合等を定める省令等の改正に伴い、離島振興対策実施地域等における県税の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

### (1) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に係る改正

ア 対象区域を離島振興計画に記載された産業振興促進区域に限ること。

イ 対象設備を離島振興計画において振興すべき業種の用に供する設備に限ること。

ウ 対象設備及び対象事業から過疎地域における県税の課税免除の対象となるものを除くこと。

### (2) 半島振興法に規定する認定産業振興促進計画の区域における県税の不均一課税に係る改正

対象設備から過疎地域における県税の課税免除の対象設備を除くこと。

### (3) 地域未来投資促進法に規定する促進区域における県税の課税免除に係る改正

適用期間を2年間延長し、令和7年3月31日までとすること。

### (4) 県税の課税免除及び不均一課税の適用期間に係る規定の整備

### (5) その他規定の整理

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第80号議案

### 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

社会情勢の変動に伴い、地方警察職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

警衛警護等手当の額の改定

区 分	改正前		改正後	
内閣総理大臣、国賓その他人事委	1日	640円	1日	1,150円

員会規則で定める者の身辺警護

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

第81号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路交通法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習	講習1時間につき 2,000円

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第82号議案

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

信号機に関する基準に係る規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

### 第83号議案

#### 島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

矢原川ダム建設に伴い、矢原川発電所を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

発電所の廃止

名 称	最大出力
矢原川発電所	100キロワット

##### 3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

### 第84号議案

#### 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

###### (1) 改正の内容

ア こども家庭庁の設置に伴う規定の整理

イ その他規定の整理

###### (2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のア
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設 の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等 の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のア及びイ
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等 の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のア
島根県認定こども園の認定要件に関する条例	
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例等の一部を改正する条例	(1)のイ

### 3 施行期日

公布の日から施行する。